京都市告示第85号

京都市児童福祉センター条例(以下「条例」という。)第1条第13項及び第14項に規定する京都市児童療育センターについて、条例第4条の規定に基づき、次のとおり受付時間及び休所日を変更します。

令和5年4月28日

京都市長 門 川 大 作

1 施設概要

(1) 名称

京都市児童療育センター(旧相談・診療部門スペースを除く) (愛称:きらきら園、あおぞら教室)

(2) 所在地

京都市伏見区深草西浦町六丁目65番地

(3) 実施事業

条例第2条第5号に規定する事業

2 変更部分

条例第4条に掲げる受付時間及び休所日の部分

3 変更内容

(受付時間の変更)

受付時間を午前8時30分から午後5時までとする。

ただし、開所する土曜日及び日曜日は午前8時30分から午後2時30分までとする。 (休所日の変更)

令和5年

5月13日(土)、6月11日(日)、6月18日(日)、7月8日(土)、8月5日(土)、8月19日(土)、9月9日(土)、10月14日(土)、11月5日(日)、11月12日(日)、12月9日(土)

令和6年

1月13日(土)、2月17日(土) を開所する。

4 変更期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

(子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課)